

情報本部達第 4 号

自衛隊の旗に関する訓令（昭和 4 7 年防衛庁訓令第 3 号）の規定に基づき
情報本部の旗に関する達を次のように定める。

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

情報本部長 陸将 棕 木 功

情報本部の旗に関する達

（趣旨）

第 1 条 この達は、情報本部において使用する旗の備付け、取扱い及びその
他必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

（1）訓令 自衛隊の旗に関する訓令（昭和 4 7 年防衛庁訓令第 3 号）をい
う。

（2）掲揚用国旗 日々国旗掲揚及び降下に使用する国旗（祝日用、通常用、
荒天用）をいう。

（3）部隊用国旗 各種式典の際に使用する国旗をいう。

（4）国連旗等 国連旗及び外国の国旗

（備付け）

第 3 条 訓令第 3 条に規定する旗の備付けは、次の各号に定める部等とする。

（1）掲揚用国旗 通信所

（2）部隊用国旗 総務部、通信所

（3）国連旗等 総務部

（国旗の掲揚）

第 4 条 訓令第 5 条に規定する情報本部長が定める施設は通信所とし、掲揚
する時間は通信所長が定めるものとする。

(国旗掲揚台)

第5条 国旗掲揚台は、掲揚用国旗を有する通信所の庁舎前の適当な場所に設置するものとする。

(他自衛隊と共同して使用する地区の国旗掲揚台の設置及び国旗掲揚等)

第6条 他自衛隊と共同して使用する地区の通信所の掲揚用国旗の備付け、国旗掲揚台の設置並びに国旗の掲揚及び降下は、当該地区の他自衛隊の部隊の長と協議し決定するものとする。

(旗衛隊員)

第7条 訓令第5条第4項に規定する場合のほかは、次の各号に定める場合は旗衛隊員をつけるものとする。

(1) 通信所において、国旗の掲揚及び降下をする場合

(2) 部隊用国旗を使用する場合で、総務部長及び各通信所長が必要と認める場合

(旗手及び旗衛隊員の差出し等)

第8条 旗手は1名、旗衛隊員は2名を基準とし、差出要領等については、総務部長及び通信所長の定めるところによる。

(通信所における国旗の掲揚等)

第9条 掲揚用国旗の掲揚及び降下は、通信所当直が旗手及び旗衛隊員に命じて実施するものとする。

2 国旗を掲揚及び降下する場合は、国歌を奏することを基準とする。

(儀式における国旗の使用)

第10条 儀式会場にあらかじめ国旗が掲揚されていない場合には、儀式的開始後、掲揚用国旗を掲揚し、又は部隊用国旗を迎え、儀式的終了に先立ちこれを降下し、又は見送ることを基準とする。この場合、参列者は挙手の敬礼を行い、かつ国歌を奏する。

2 部隊用国旗が、参列者の中央に位置することができない場合は、当該国旗は、部隊に正対し執行者の側方適宜の所に位置する。

3 室内において儀式を行う場合には、あらかじめ部隊用国旗を壁に掲げるか又は三脚架に立てておくものとする。

(保管場所)

第 1 1 条 旗の保管場所は次のとおり。

種 類	保 管 場 所
部隊用国旗	情報本部長執務室及び通信所長室
掲揚用国旗	通信所当直室
国連旗等	総務部

(委任規定)

第 1 2 条 この達に関し必要な事項は、総務部長及び通信所長が定める。

附則

この達は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。